



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定………(環境局環境改善部化学物質対策課)…

公告

○開発行為に関する工事完了………
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

告示

●東京都告示第七百九十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

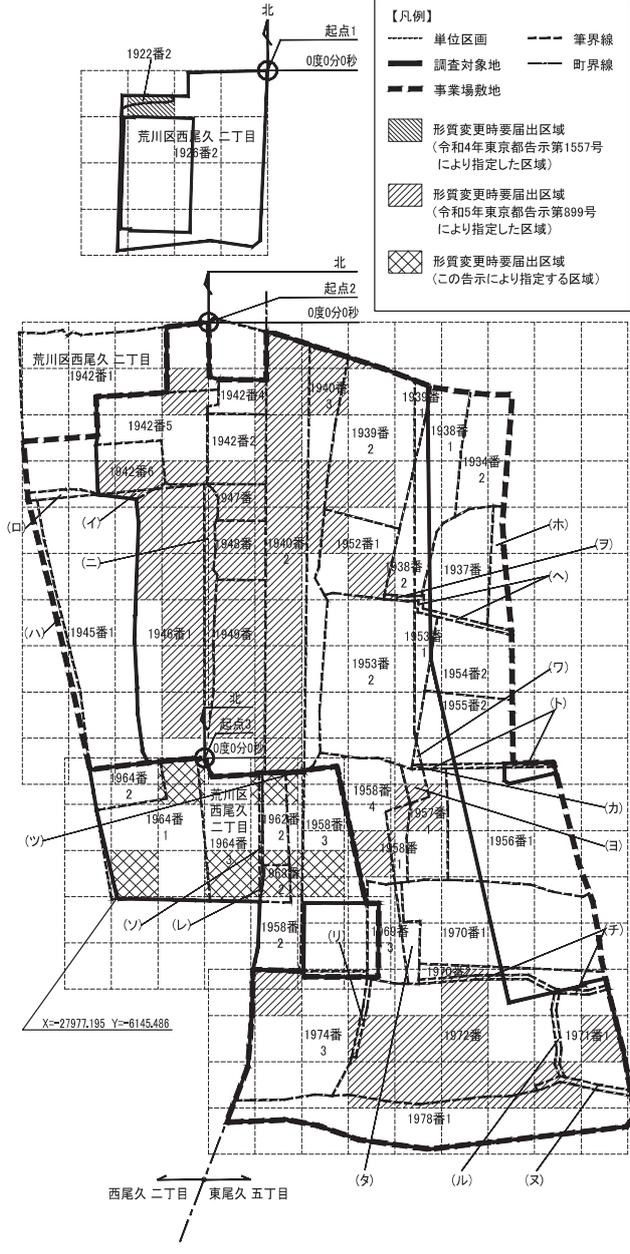
令和六年七月二日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区西尾久二丁目及び東尾久五丁目地内)

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



記号	地番
(イ)	1942番3
(ロ)	1945番3
(ハ)	西尾久 二丁目 1945番4
(ニ)	1946番2
(ホ)	1936番2
(ヘ)	1954番3
(ト)	東尾久 五丁目 1955番3
(チ)	1970番3
(リ)	1974番2
(ヌ)	1980番2
(ル)	西尾久 二丁目 1973番
(ヲ)	1954番7
(ワ)	1955番5
(カ)	東尾久 五丁目 1955番6
(コ)	1957番2
(ク)	1969番2
(ケ)	1963番3
(セ)	西尾久 二丁目 1962番3
(ソ)	1940番1

【起点1】
 起点は、荒川区西尾久二丁目
 1926番2の最北端とする。

【起点1
 格子の回転角度(0度0分0秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、
 東西方向及び南北方向に引いた
 線並びにこれらと平行して10m
 間隔で引いた線により構成されて
 いる格子を、起点を中心として、
 右回りに回転させた角度を示す。

【起点2】
 起点は、荒川区西尾久二丁目
 1942番1の座標値
 (X=-27852.654, Y=-6125.891)
 とする。

【起点2
 格子の回転角度(0度0分0秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、
 東西方向及び南北方向に引いた
 線並びにこれらと平行して10m
 間隔で引いた線により構成されて
 いる格子を、起点を中心として、
 右回りに回転させた角度を示す。

【起点3】
 起点は、荒川区西尾久二丁目
 1964番3の最北端とする。

【起点3
 格子の回転角度(0度0分0秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、
 東西方向及び南北方向に引いた
 線並びにこれらと平行して10m
 間隔で引いた線により構成されて
 いる格子を、起点を中心として、
 右回りに回転させた角度を示す。

発行
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 郵便番号 163-8001
 定価
 一筒月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
 電話 〇三(五二七六)〇八一(代)
 印刷株式会社
 郵便番号 101-0051

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

令和六年七月二日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 許可を受けた者の
 住所及び氏名

清瀬市旭が丘三丁目七百四十
 四番二、同番三の一部、七百
 四十五番三、同番四の一部、
 七百四十六番二及び同番六の
 一部
 西東京市北原町三丁目二番
 二十二号
 株式会社アーネストワン
 代表取締役 松林 重行

東村山市久米川町一丁目三十
 九番三十八及び四十番三
 西東京市東伏見三丁目六番
 十九号
 タクトホーム株式会社
 代表取締役 小寺 一裕